

米国産爆裂種とうもろこしに対する輸入検査の強化について

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、米国産爆裂種とうもろこしから、基準値を超えるピリミホスメチルの検出が確認されました。このため、本日から米国産爆裂種とうもろこしに対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、今回残留農薬が基準値を超えて検出された食品は、全量、保税倉庫に保管されており、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

- (1) 平成14年12月3日 1件目の違反
届出数量及び重量：200カートン、2,177.24 kg
検出農薬：ピリミホスメチル 3.5ppm (基準値：1.0ppm)
届出先：東京検疫所

- (2) 平成15年5月21日 2件目の違反
届出数量及び重量：1,800バック、40,823.10 kg
検出農薬：ピリミホスメチル 1.2ppm (基準値：1.0ppm)
届出先：神戸検疫所

<参考>

米国産爆裂種とうもろこし輸入実績

平成14年1月1日～平成15年5月18日 (速報値)

| 期間(年) | 届出件数(件) | 届出重量(kg) | 検査件数 | 違反件数(件) | 違反重量(kg) |
|-------|---------|-----------|------|---------|----------|
| 2002 | 197 | 6,946,352 | 31 | 1 | 2,177 |
| 2003 | 89 | 2,797,695 | 11 | 1 | 40,823 |